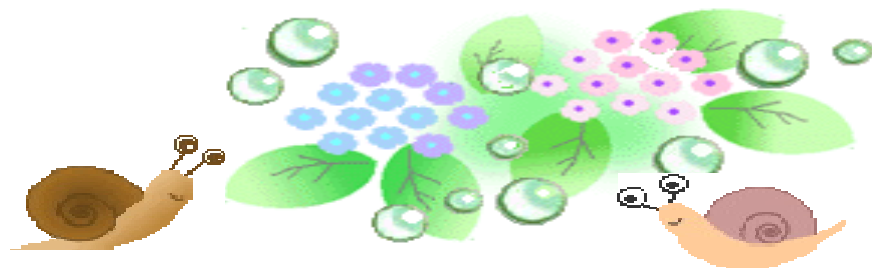


相談室だより (米の山 2007年5月)

担当：米の山病院 MSW 奥苑

春も終わりを告げ、一日ごとに強い日差しを感じるようになってきました。GWも終了してしばらくは長期休暇もない忙しい日々が続きますし、しばらくすると梅雨もやってきます。そんな憂鬱感・ジメジメ感にも負けずにがんばっていきたいところですね。

さて、私たちソーシャルワーカーの公約である「相談室だより」発行を第1回だけで反故にするわけにはいかないということで第2弾をお届けします。今回は過渡期に揺れている「医療・介護療養型」病院に関する特集です。今、地域医療に何が起きているのか、もう皆さんはご存知ですよ。



～大牟田市内の医療・介護療養型病院への訪問を行いました～

この間、地域医療連携室では地域の医療機関や介護施設等との情報交換及び訪問活動を積極的に行うようにしています。先日も5月29日に予定されている『感染学習会』の案内に関係機関への訪問活動を行いました。その中で明らかになった医療・介護型療養病院が直面されている状況をお知らせします。

A病院

大牟田市の南部に位置しています。平成15年に地域に置いて療養型の機能を提供していこうと医療活動方針を大きく転換されました。また病院を中心とした在宅生活を支えるためのサービスに力を入れてがんばってあります。しかし平成18年の診療報酬改定で療養型病床は平成24年度には完全廃止という方針が打ち出されました。『多額の費用を投じて療養型病院への転換を図ったのに今後はどうして行けばいいの？』と怒りを露わにされました。また同時に患者状態による診療報酬が設定されたことで『病院経営を守るためには一定患者様の選択を行わざるを得ないような状況になってくる』との声も聞かれま

した。これを回避するため介護療養病棟を廃止され、現在は障害者病棟(2・3病棟と同じ)で届出されています。

B病院

大牟田市の北部に位置しています。A病院同様、地域に置ける療養機能の拡充を方針として医療活動を展開されています。しかし療養型病床廃止問題では具体的な対策を打ち出せないまま時間だけが過ぎていきます。しかし療養機能の点では『患者様を区別することなく受け入れを行う』ことを明言されている唯一の病院でもあります。『今後もこの方針は帰ることなくがんばっていきます』と力強い声が聞かれました。

C病院

大牟田市の中心部よりやや東よりに位置しています。昨年より療養機能を中心とした医療活動へと大きく方針転換されました。また大牟田市では初となる緩和ケア病床の開設や在宅機能を充実させるための小規模多機能施設、また高齢者向け優良賃貸住宅を新たに事業展開されました。しかし病院経営的に

は厳しく、『医療区分や介護度による患者選択を行わざるを得ない可能性もある』との声が聞かれました。

厚生労働省は平成 24 年度には現在 25 万床ある医療療養型病床を 15 万床に減らし、さらに現在 13 万床ある介護療養型医療施設は廃止するという方針を打ち出しています。病院からは退院を言われているけれど行き先がないという不安や経済的に介護施設では生活していけないという不安に全く目を向けない横暴なやりかたであり、利用者の苦情は病院に向けられる可能性があります。既存の療養型病院は介護施設等への転換を求められていますが、職員の意欲低下や離職、経営的問題など大きな岐路にたたされています。そして療養型病院の存続問題は在院日

数という形で私達にも大きな影響がある問題であるということを忘れてはいけません。

結果的には、医療費を削減するという目的のみを追求し、当面は介護費用に置き換えようと問題を右から左に流しただけのその場しのぎの対応でしかありません。国民が本当に安心して生活できる制度の確立を目指して少しでも多くの方にこの事実を伝えていきたいと思います。

今月のトピックス

『憲法改正手続法』

まずは何と言っても憲法改正手続法（国民投票法案）が 5 月 14 日に参議院本会議で強行採決・可決されました。これは国際協力の名目で自衛隊が武力行使を行うことを憲法上も公認してしまうというのが大きな狙いとなっています。日本国憲法第 9 条があるからこそ戦後 60 年間一人の犠牲者を出さず一人の被害者を生むことなくいられたわけです。『現在の平和の礎に 9 条がある』ことを忘れずに、そして後世にも平和な世界をつないでいくことこそが私達に課せられた義務であると思います。今、何が行われているのかその本質を見抜く感性を磨いていくことが重要です。

『はしか』にご用心？

関東地方を中心にはしかが流行しています。主には 10 代から 20 代の間で流行が見られているようです。創価大学を始め、上智大学、中央大学など多くの大学で全面休講となっています。これを受けて厚生労働省は注意喚起を促す通知を出すという事態に陥りました。今後、全国的に流行する懸念があるとして、情報収集や医師会との情報共有などを行うよう都道府県に依頼しています。あなたの周りでは風邪の様な症状や発疹がある人がいませんか？

『あなたも一攫千金』

最近ちまたを騒がせていた toto ビッグ、ついに一等ができました。しかも 7 本。当選金額 5 億 6300 万円！宝くじより当たりやすいとの報道についつい購入してしまいました。結果は…(-_-;)。次こそは当てたい…と思いつつ購入資金が足りなくなった今日このごろです。

知っておきたい、こんな制度

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められているもので、一定程度の障害状態となったときに申請をすることによっていろんなサービスが利用出来るようになります。重度障害（1 級か 2 級）に該当することによって重度障害者医療の適用となり、保険診療に関わる費用が助成されるようになります。また年末調整や確定申告時には障害者控除の対象となり減税されることとなります。障害程度は様々なので判断が難しいのですが、身近に困っている人がいたら「こんな制度があるらしいよ」って声をかけてみませんか。

